

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

基本方針	施 策	平成30年度 計画				実施者	実施年	予算額(千円)	所 属	
		内 容	期 間	回数	回数					
1 商品のサービスの安全の確保	(1)監視・指導・検査の徹底	乳児用ベッドや家庭用圧力鍋等による事故を未然に防止するため、消費生活製品安全法に基づく販売店への立入検査・指導	対象販売店	9月～12月	随時	県民生活センター、市町村、消費者庁	一	一	消費生活安全課	
	イ 電気製品による火災事故等の発生を未然に防止するため電気用品等の物件を検査を実施(ただし、町村関係のみ)	電気用品販売店	通年	立入検査予定 33販売店	一	一	消防保安課	一	消防保安課	
	ウ ガスによる重大事故を未然に防止するため、ガス事業法及び液化石油ガス法に基づく機器販売店への立入検査・指導	液化石油ガス販売所	通年	立入検査予定 8販売所	一	一	消防保安課	一	消防保安課	
	エ 医薬品等の安全性を確保するため、医薬品・医療機器等法に基づく薬局及び医薬品販売店等の監視・指導	平成30年度医薬品・医療器具等一斉監視指導実施要領に基づいて実施	薬局及び医薬品販売店	H30.7.2～H31.2.28	概ね3年で全施設実施	一	一	一	衛生業務課	
	オ 生活衛生を確保するため、生活衛生關係法令に基づく生活衛生施設の監視・指導	水道法に基づき、水道施設等の監視・指導	水道事業者	通年	随時	生活衛生關係事業者	一	一	衛生業務課	
	カ 水管の確保を図るため、水道法に基づく水道施設等の監視・指導	水道法に基づき、水道施設等の監視指導を実施	水道事業者	通年	随時	（公財）山梨県生活衛生営業指導センター	一	一	衛生業務課	
	(2)消費者事故の調査・公表	消費者安全法に基づく消費者庁からの重大事故情報やリコール情報の周知、必要に応じ国への立入検査の要請	市町村	通年	随時	市町村への情報提供・通知	一	一	消費生活安全課	
	イ 暖房器具等を使用する際の注意事項の消費者への情報提供	暖房器具等を使用する際の注意事項の消費者への情報提供	市町村、消費者庁	通年	随時	市町村、消費者庁	一	一	県民生活センター	
	ウ 商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テスト等の実施等	商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テスト等の実施等	県民	通年(特に冬季)	随時	市町村、消費者庁	一	一	県民生活センター	
	(3)生活関連物資の安定供給・価格の安定化	ア 定物資の価格調査、事業者への割合、県民への情報提供	県民	通年	随時	県民生活安全課、消費者庁	一	一	県民生活センター	
	イ 災害時ににおける生活必需物資の調達協定に基づく物資の供給	「災害時における生活必需物資の調達等に関する協定」の締結	県民	通年	随時	県民生活安全課、消費者庁	一	一	消費生活安全課	
	ウ 商店や商店街等が地域と連携して行う買い物弱者対策のための取り組み	「災害時における生活必需物資の調達等に関する協定」の締結	県民	通年	随時	県民生活安全課、消費者庁	一	一	消費生活安全課	
	(4)食の安全・安心の確保	ア 米トレーサビリティ法に基づく生産者、事業者等への指導・立入検査等	生産者、卸売業者、外食店等における米粒取りの記録・保存と、消費者への产地情報伝達の状況確認のため、国と連携した事業者等への検査・指導やイベント、展示等を通じて普及啓発の実施	一	通年	訓練(回実施)	市町村、協定結婚事業者等	一	一	防災危機管理課
	イ リスクコミュニケーションを推進するため、食の安全・安心を掲げる会の開催等	食品の安全性・信頼性の確保を図るため、生産者、事業者、消費者、行政など、関係者の意見交換の場とする「食の安全・安心を語る会」の開催	協定結婚企業	H30.1.11	参加企業 2社	①防災危機管理課 ②山梨県トラック協会	一	一	商業振興金融課	
	ウ 食の安全・安心の確保に関する重要事項の調査、審議等を行うため、食の安全・安心審議会の開催	山梨県地震防災訓練にて協定結婚企業との演習を実施	市町村	通年	一	①商店・商店街 ②山梨県中小商工会 ③民間事業者等	5,000	一	商業振興金融課	
	エ 食の安全・安心審議会の開催	「米トレーサビリティ法に基づく生産者、事業者等への指導・立入検査等」への連携実施の状況確認のため、国と連携した事業者等への検査・指導やイベント、展示等を通じて普及啓発の実施	県民	7月、11月	随時	関東農政局山梨支局	一	一	消費生活安全課	
	オ 食の安全・安心の確保に関する相談を受けるため、食品安全110番の設置	食品の安全・安心審議会の開催	県民	7月、10月	2回	一	529	一	消費生活安全課	
	カ 県民への情報提供を充実させるため、食品自主回収情報等の県HPでの公表	食品の安全・安心審議会の開催	県民	6月、9月、12月、2月	4回	開東農政局山梨支局	一	一	消費生活安全課	
	キ 食品衛生法に基づく食品関係施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の企画基準の適合に関する取扱説明等	食品の製造販売事業者等が、食品衛生法違反などの恐れがあるため、県内に食品等を回収する場合の県への報告内容について情報提供	県民、食品事業者	通年	随時	県民生活安全課	一	一	消費生活安全課	
	ク 食用に供する食肉、食鳥肉について検査・監視・指導	平成30年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて実施	食品等事業者	通年	報告に応じて	一	一	一	衛生業務課	
		ヒ畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥後査に關する法律に基づいて実施	畜場	通年	随時	畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥後査に關する法律に基づいて実施	一	一	衛生業務課	

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

基本方針 消費者基本計画の体系	施 策	取 組	平成 30 年度 計画				所 屬	
			実施年月	実施回数	実施回数	実施額 (千円)		
ケ 県産農畜水産物等と流通食品の放射性物質検査	放射性物質による県民の食の安全・安心への不安全感を払拭するため、検査品目やスケジュールを明示し、本県の主要な農畜産物等を対象に検査を実施する。	農産特用林産物の安全・安心を確保するため、放射性物質の検査を実施	食品等事業者	通年	流通食品100検体	-	衛生業務課	
コ BSE特措法に基づく牛のBSE検査	BSE特措法に基づいて実施	原乳中の放射性物質検査を実施	野生動物	10月	野生軸肉(5枚体)、イノシシ(4枚体)	①農業技術課 ②果樹、らん牧業振興課 ③畜産課 ④花き農水産課 ⑤みどり自然課 ⑥林業振興課	みどり自然課	
シ 残留有害物質モニタリング検査	HACCP(食品の製造工程衛生管理)方式等に関する情報の提供、指導、助言	本県の主要な農産物の放射性物質検査の実施と結果の公表	一般県民	通年	検査品目 5品目 調査品目 5品目	各林務農機事務所 森林総合研究所	林業振興課	
ス 牛トレーサビリティ法に基づく畜産農家、事業者等への啓発・指導・立ち検査	牛トレーサビリティ法に基づく畜産農家、事業者等への啓発・指導等	BSE特措法に基づいて実施	①一般県民	通年	神経症状等を呈する24ヶ月以上の牛	①衛生業務課 ②畜産局	畜産課	
タ GAP(農業生産工程管理)手法の導入促進	平成30年度山梨県食品衛生監視指標計画に基づいて実施(畜水産食品残留有害物質検査事業)	BSE特措法に基づいて実施	牛飼農家	通年	臨時	12,402	衛生業務課	
子 農業危険防止運動等による農業適正使用の推進	平成30年度山梨県食品衛生監視指標計画に基づいて実施(畜水産食品残留有害物質検査事業)	平成30年度山梨県食品衛生監視指標計画に基づいて実施(畜水産食品残留有害物質検査事業)	食品等事業者	通年	臨時	山梨県食品衛生協会	衛生業務課	
ソ 持続的養殖衛生管理の指導等	HACCP方式を用いた生産衛生管理モデルを推進するための実地調査やデータの収集を実施	畜産物中の飼料添加物残留検査の実施	畜産農家	通年	導入指導臨時	1,294	畜産課	
タ GAP(農業生産工程管理)手法の導入促進	畜流廻飼料対策推進検討会の開催	畜産物中の飼料添加物残留検査の実施	食品等事業者	通年	過去数115検体	-	衛生業務課	
シ 牛トレーサビリティ法に基づく畜産農家、事業者等への啓発・指導・立ち検査	牛飼農家に対する耳標記着、及び金肉販売業者等の個体識別番号表示遵守のための指導の実施	畜産物中の飼料添加物残留検査の実施	畜産農家	秋~冬	①巡回指導 ②残留検査 ③肉骨粉検査 ④成分検査	543	畜産課	
ス 牛トレーサビリティ法に基づく畜産農家、事業者等への啓発・指導・立ち検査	牛飼農家に対する耳標記着、及び金肉販売業者等の個体識別番号表示遵守のための指導の実施	残留有害物質モニタリング検査	-	-	-	-	花き農水産課	
タ GAP(農業生産工程管理)手法の導入促進	GAPに対する消費者や喫煙者の信頼性を高め、有利販売につなげるため、第三者による認証・検査・審査を行って「やまなしGAP認証制度」を定め、第三者的に認証されることが前提条件とする「やまなしGAP」を実現する。消費者を対象とした「やまなしGAPフォーラム」を開催する。	GAP(農業生産工程管理)手法の導入促進	牛飼農家	通年	巡回指導:牛飼農家 検討会開催:1回	-	畜産課	
子 農業危険防止運動等による農業適正使用の推進	GAPに対する消費者や喫煙者の信頼性を高め、有利販売につなげるため、通知やポスター等で配布し、関係法令等の周知と農業適正使用、過正管理の徹底を図る。	牛飼農家等を対象とした農業衛生管理指導(巡回指導)	牛飼農家	通年	巡回指導:牛飼農家 検討会開催:1回	543	畜産課	
ソ 農業管理指導士、農業適正使用アドバイザーの認定	農業安全使用に関する専門的な研修会を実施し、農業使用者の資質向上と、的確なアドバイス等を配布し、関係法令等の周知と農業適正使用、過正管理の徹底を図る。	牛飼農家等を対象とした農業衛生管理指導(巡回指導)	牛飼農業者	通年	巡回指導:牛飼農家 検討会開催:1回	-	畜産課	
タ 学校給食衛生管理基準に基づく学校給食の食材検査	県立学校における学校給食衛生管理基準に基づく原材料及び加工食品についての微生物検査、理化学検査の実施	農業技術課	①農業技術課 ②医療機関、医薬品 ③医療機関、医薬品 ④農業肥料、農業用具 ⑤消防、警察 ⑥県内外各種	6月~9月	配布数 ポスター400部 壁貼り200~400部 (検討中)	①衛生業務課 ②大気水質保全課 ③農業技術課 ④農業肥料、農業用具 ⑤消防、警察 ⑥県内外各種	農業技術課	
ナ 農業教育・学農競争等研修会、栄養衛生管理講習会等における衛生管理講習の実施	農業教育・学農競争等研修会、栄養衛生管理講習会等における衛生管理講習の実施	農業技術課	①農業技術課 ②医療機関、医薬品 ③農業肥料、農業用具 ④消防、警察 ⑤県内外各種	2月下旬	実施数 年1回 参加者数 200名程度	①山梨県植物防疫協会 ②大気水質保全課	65	農業技術課
ナ 学校給食の衛生管理に関する調査研究	県内市町村教育委員会で給食施設を対象に調査研究を実施	実施回数(1施設)	①5施設	通年	実施回数 5回 参加数 5施設	289	スポーツ健康課	
ト 栄養教育・学農競争等研修会、栄養衛生管理講習会等における衛生管理講習の実施	栄養教育・学農競争等研修会、栄養衛生管理講習会、山梨県栄養衛生管理講習会、老実施	実施回数(1施設)	①研修会 実施回数 2回 ②講習会 実施回数 1回 ③調理員 参加者数 700人	10月、10月	49	スポーツ健康課		
ナ 学校給食の衛生管理に関する調査研究	県内市町村教育委員会で給食施設を対象に調査研究を実施	実施回数(1施設)	①5施設	通年	実施回数(1施設)	355	スポーツ健康課	

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

消費者基本計画の体系		平成30年度計画					実施主体	実施期間	実施回数	予算額(千円)	所轄	
基本方針	施策	取組	内容	頻度	時間	実施主体						
2 消費者と事業者との取引の適正化	(1)表示等の適正化の推進	ア 家庭用品の品質表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づく販売店への立入検査等	家庭用品の品質表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づく販売店への立入検査等を実施する。	対象販売店	通年	随時	市町村	-	-	-	消費生活安全課	
	イ 食品表示ウォッチャーによるモニタリング	県民を食品表示ウォッチャーとして委嘱、食品販売店における食品表示のモニタリング実施と県への報告	県民	通年	季間98名	-	-	734	-	-	消費生活安全課	
	ウ 家電製品の表示の適正化を図るため、家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査	家電製品の表示の適正化を図るため、家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を実施する。	(公社)全国家庭電気製品公正取引協議会小売業部・山梨県販売店	12月～1月	年1回	-	-	-	-	-	県民生活センター	
	エ 消費者の適切な選択機会を確保するため、食品表示法に基づく事業者への指導・措置命令等	消費者の適切な選択機会を確保するため、食品表示法に基づく事業者への指導・措置命令等を行う。	対象事業者	通年	随時	消費者庁	-	-	-	-	県民生活センター	
	オ 食品表示の適正化を図るため、合同調査の実施	食品表示の適正化を図るため、合同調査の実施	対象事業者	通年	随時	消費者庁	-	-	-	-	消費生活安全課	
	キ 有害物質含有する家庭用品による健康被害を防止するため、有害物質含有する家庭用品規制法に基づく販売規制・回収命令・立入検査	有害物質含有する家庭用品による健康被害を防止するため、計量法に基づく表示を行う者の指導、対象商品を製造及び販売する事業者等への立入検査	平成30年度山梨県食品衛生監視指標計画に基づいて実施	食品表示法、食品表示法、食品衛生法等を所管する関係機関、部署と合同で食品販売店における食品表示の状況を調査	平成30年度山梨県食品衛生監視指標計画に基づいて実施	食品表示法、食品表示法、食品衛生法等を所管する関係機関、部署と合同で食品販売店における食品表示の状況を調査	対象事業者	6月、9月、12月、2月	4回	県東農政局山梨県支局	-	衛生業務課
	ア 食品等の内容量表示の適正化を図るため、計量法に基づく表示を行う者の指導、対象商品を製造及び販売する事業者等への立入検査	食品等の内容量表示の適正化を図るため、計量法に基づく表示を行う者の指導、対象商品を製造及び販売する事業者等への立入検査	対象事業者	通年	立地合同調査～2名	立地合同調査～2名	対象事業者	9月	試買検査1回	なし	97	衛生業務課
	イ 特定商取引法及び消費生活条例に基づく悪質事業者への指導・行政処分	特定商取引法に基づく事業者への立入検査・行政処分	関係機関との情報共有し、必要に応じ指導を行う	関係機関との情報共有し、必要に応じ指導を行う	スーパーマーケット、(6～8月、10～12月)調査数 24事業所	立地合同調査～2名	関東経済産業局	-	-	-	-	産業政策課
	ウ 貸金業法に基づく事業者への立入検査・行政処分	貸金業法に基づく事業者への立入検査	対象事業者	10月	立入検査 2件	立地合同調査～2名	対象事業者	-	-	-	-	消費生活安全課
	エ 旅行契約の適正化を図るため、旅行業法に基づく事業者への立入検査	旅行業法に基づく事業者への立入検査	関係機関との情報共有し、必要に応じ指導を行う	関係機関との情報共有し、必要に応じ指導を行う	スーパー・マーケット、(6～8月、10～12月)調査数 24事業所	立地合同調査～2名	関東経済産業局	-	-	-	-	産業政策課
	オ 地建物取引の適正化を図るため、宅地建物取引業法に基づく事業者への指導・監督	地建物取引の適正化を図るため、宅地建物取引業法に基づく事業者への指導・監督	旅行業法第26条第3項に基づき、旅行業法の遵守状況を確認するため、旅行業者等に立入検査を行う。	登録貸金業者	通年	立地合同調査～2名	登録貸金業者	3月	立入検査 6件	①甲府財務事務所 ②日本賃貸業協会	250	商業振興金融課
	カ サイバー犯罪のハトロール・取締	サイバー犯罪のハトロールによる違法情報等の把握・取締	宅地建物取引業者	11月	20～30業者(予定)	立地合同調査～2名	宅地建物取引業者	-	-	-	-	観光企画課
	キ 生活経済関係法令に基づくやま金融、悪質商法等の生活経済取締	生活経済関係法令に基づくやま金融、悪質商法等の生活経済取締	サイバー・ハトロールによる違法情報等の把握・取締	サイバー・ハトロールによる違法情報等の把握・取締	立地合同調査～2名	立地合同調査～2名	建設住宅課	-	-	-	-	県民生活センター
	ク 取締を強化するため、関係機関等との情報共有	取締を強化するため、関係機関等との情報共有	取締を強化するため、関係機関等との情報共有	取締を強化するため、関係機関等との情報共有	立地合同調査～2名	立地合同調査～2名	県警本部生活安全捜査課	-	-	-	-	県警本部生活安全捜査課
3 消費者被害の防止	(1)県の相談体制の充実	ア 消費者安全の確保のため、地域で活動する消費生活協力員の委嘱	山梨県消費生活条例に基づき、消費生活協力員を委嘱し、全市町村に配置(内閣府令)市町村消費生活相談窓口の周知、市町村消費生活相談窓口への相談等の取次、見守り活動、消費者教育・啓発活動等	任期 2年 協力員 H30.4.1～H32.3.31 協力団体 H29.4.1～H31.3.31	協力員 84名 協力団体 5団体	県民生活センター・市町村	県民生活センター	515	-	-	-	県警本部生活安全捜査課
	イ 消費者行政推進会議による情報共有	消費者行政推進会議による情報共有	消費者行政推進会議(教育・関係機関連絡協議会)し、法に基づく消費者行政情報の連絡体制、消費者取扱い、消費者被害等に関する相談体制について情報共有	任期 2年 協力員 H30.4.1～H32.3.31 協力団体 H29.4.1～H31.3.31	協力員 84名 協力団体 5団体	県民生活センター	県民生活センター	-	-	-	-	消費生活安全課
	ウ 消費生活相談窓口の周知を図るため、県HP、情報誌、テレビ等を活用した広報の実施	消費者生活相談窓口の周知を図るため、県HP、情報誌、テレビ等を活用した広報の実施	消費者生活情報誌「かいじ号」の発行・配付 テレビスポット・ラジオの情報の放送 若者向け、高齢者向け消費者被害防止チラシの作成 等	県HP、SNSによる消費者事故、消費者被害の注意喚起情報の発信 若者向け、高齢者向け消費者被害防止チラシの作成 等	H30.5 開催 27関係所属	1回 27関係所属	県民生活センター	-	-	-	-	消費生活安全課
	エ 消費者ホットライン(188)の周知	消費者ホットライン(188)の周知	消費者や市町村に対する消費者トラブルやリコール等に関する情報提供	県民	通年	随時	市町村・金融広報委員会	51,914	-	-	-	県民生活センター
	オ 消費者や市町村に対する消費者トラブルやリコール等に関する情報提供	消費者や市町村に対する消費者トラブルやリコール等に関する情報提供	消費者生活情報誌「かいじ号」の発行・配付 テレビスポット・ラジオの情報の放送 若者向け、高齢者向け消費者被害防止チラシの作成 等	県民	通年	随時	市町村・金融広報委員会	51,914	-	-	-	消費生活安全課
	カ 消費者からの苦情相談に係る助言・あっせん等	消費者からの苦情相談に係る助言・あっせん等	消費者からの苦情相談に係る助言・あっせん等	県民	通年	随時	県民生活センター	-	-	-	-	県民生活センター
	キ 消費生活侵害事例が疑われる場合、相談者の同意に基づく早期情報提供	消費生活侵害事例が疑われる場合、相談者の同意に基づく早期情報提供	消費者生活侵害事例が疑われる場合、相談者の同意に基づく早期情報提供	関係機関	通年	随時	県民生活センター	-	-	-	-	県民生活センター

山梨県消費者基本計画にに基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

消費者基本計画の体系		平成30年度 計画								
基本方針	施 策	取 組	監査・評議会	実績	目標	費用	運営団体	予算額(千円)	所 属	
ク 消費生活相談員の資質向上のため、レベルアップ研修等の実施	ク 消費生活相談員の資質向上のため、レベルアップ研修等を実施する	消費生活相談員等	通年	年8回	消費生活安全課	-	-	県民生活センター		
ケ PRO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した消費者トラブル等の分析・情報提供	ケ PRO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した消費者トラブル等の分析・情報提供を行つ	市民 市町村	通年	随時	消費生活安全課	-	-	県民生活センター		
コ 弁護士など専門家による無料相談の実施	コ 弁護士など専門家による無料相談を実施する	黒民	通年	384コマ	弁護士会・消費生活安全課	2,073-	県民生活センター			
サ 成年後見制度の普及啓発及び日常生活自立支援の活用	サ 成年後見制度の普及啓発及び日常生活自立支援の活用	・県社会福祉協議会に「地域福祉権利擁護センター」を設置し、日常生活支援業務に關する審査、調査、研究、広報、啓發、研修等を実施。 ・県社会福祉が基幹的社協(甲府市は除く)、市町村社協の委託並、利用者への自立支援計画の策定、日常的金銭管理ナービスや日常生活支援サービスを実施。	認知症高齢者、知的障害者等のうち、利用能力が不十分な者	認知症高齢者、知的障害者等のうち、利用能力が不十分な者	利用者 557人	山梨県社会福祉協議会	41,837-	福祉保健総務課		
(2) 市町村における相談体制の充実		成年後見制度の活用を促進するため、実際に家族等からの相談に対する応答率及び市町村社会福祉協議会職員を対象とした研修会を開催する	市町村及び市町村社会福祉協議会職員	予定なし	予定なし	山梨県立大学・県社会福祉協議会	-	健康長寿推進課		
イ 市町村職員の研修や消費生活相談員養成講座の実施	イ 市町村職員の研修や消費生活相談員養成講座の実施	相談業務に当たる機関・団体が連携して迅速適切な相談対応	消費者	通年	随時	消費生活安全課、県民生活センター	-	県警本部総務課		
ウ 消費者ホットライン(188)と市町村相談窓口の周知	ウ 消費者ホットライン(188)と市町村相談窓口の周知	相談員配置等に伴う、新規にPRO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を導入について指導	県民	通年	随時	市町村職員 消費生活相談員	-	県民生活センター		
エ PRO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の普及促進、効果的な情報共有	エ PRO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の普及促進、効果的な情報共有	消費生活相談員養成研修の実施 (平成28年度 単年度事業)	-	-	-	-	-	消費生活安全課		
オ 消費生活相談員等の電話や訪問による市町村支援	オ 消費生活相談員等の電話や訪問による市町村支援	市町村消費者行政課員及び消費生活相談員レベルアップの実施	市町村職員 消費生活相談員	通车	研修:年8回	-	-	県民生活センター		
(3) 見守り体制の構築		市町村消費者行政課員及び消費生活相談員の周知	県民	通年	随時	県民生活センター、市町村、消費生活センター	-	消費生活安全課		
ア 「見守りネットワーク」の活動を支援するため、消費者事故や被害及びコール等に関する情報の提供	ア 「見守りネットワーク」の活動を支援するため、消費者事故や被害及びコール等に関する情報の提供	相談への対応、困難事案の解決・啓発、 PIO-NET操作など、消費生活相談員等の電話や訪問による市町村支援	市町村	通车	随時	県民生活安全課、市町村、消費者庁	-	県民生活センター		
(4) 岡内団体等の連携		各市町村において見守り活動を実施する消費者事故や被害料等を送付。	市町村	通车	随時	県民生活センター	-	県民生活センター		
イ 市町村が設置した消費者安全確保地域協議会の円滑な運営と相互連携を図るため、山梨県消費者安全確保地域協議会連絡会議(仮称)の設置	イ 市町村が設置した消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク等)の設置、意見交換会・意見交換会による食の安全・安心に関する情報交換等の実施	「見守りネットワーク」の活動を支援するため、出前講座において見守り講師を実施	消費者団体	通车	随時	県民生活センター	-	消費生活安全課		
ウ 消費者団体が実施する消費者への啓発や教育、被害防止等の活動に対する支援	ウ 消費者団体が実施する消費者への啓発や教育、被害防止等の活動に対する支援	市町村の消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク等)の設置、意見交換会・意見交換会による食の安全・安心に関する情報交換等の実施	市町村消費者行政	全設置 H28.4.1 5月、11月予定	会議開催 2回/年	市町村	-	消費生活安全課		
エ 消費者団体や事業者団体との意見交換や情報提供	エ 消費者団体や事業者団体との意見交換や情報提供	消費者団体との連携、意見交換会による食の安全・安心に関する情報交換等の実施	消費者団体	10月~3月 助成事業数:10事業	消費者団体	500-	消費者団体、事業者団体	-	県民生活センター	
オ 消費者団体や事業者団体による消費者防衛の講座やセミナーの開催	オ 消費者団体や事業者団体による消費者防衛の講座やセミナーの開催	消費者団体と連携、意見交換会による食の安全・安心に関する情報交換等の実施	関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	県民生活センター		
カ 適格消費者団体への認定を目指す「やまなし消費者支援ネット」との連携	カ 適格消費者団体への認定を目指す「やまなし消費者支援ネット」との連携	「山梨県消費者啓発活動推進協議会」による食の安全・安心に関する情報交換等の実施	県民	委託期間 8月~1月	委託先:2.消費者団体 講習開催各団体 3地域以上6事業	600-	消費者団体	消費生活安全課	県民生活センター	
メ その他の連携	メ その他の連携	適格消費者団体への認定を目指す「やまなし消費者支援ネット」との連携	該当団体	通车	随時	該当団体	-	県民生活センター		

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

基本方針	消費者基本計画の体系 施 蟹 素	平成30年度計画					所 属
		内 容	実 施 期 間	実 施 回 数	実 施 回 次	予 算 額 (千円)	
	(5)多重債務問題の解決						
ア 關係機関・団体との連携による債務問題の解決に向けた支援	多重債務相談強化キャンペーン、法律無料相談会への協力	県民	9月から12月	2回	弁護士会、司法書士会	-	消費生活安全課
イ 弁護士による無料相談の実施	弁護士による無料相談の実施	県民	通年	384コマ	弁護士会、消費生活安全課	2,073	県民生活センター
ウ 心の健康(ケア)に関する相談の実施による自殺防止	①にこころの健康相談統一ダイヤル ②多重債務者専用の健康相談	相談者	通年	① 600件 ② 30件	-	2,833-	障害福祉課
エ 賃金業法に基づく賃金業者への立入検査・行政処分	賃金業法に基づく事業者への立入検査・行政処分	登録賃金業者	通年	立入検査 6件	①甲府財務事務所 ②日本賃金業協会	250-	商業振興金融課
オ ヤミ金融業者の取締の強化	ヤミ金融業者の取締の強化	県民	通年	-	-	-	県警本部生活安全捜査課
(6)紛争処理							
ア 消費者訴訟に係る訴訟費用の貸付、必要資料の提供等	消費生活紛争処理委員会、建設工事紛争審査会によるあつせん・調停等	消費生活紛争処理委員会の開催、今後の運営方法についての検討	委員会委員	通年	随時	-	消費生活安全課
イ 消費生活紛争処理委員会、建設工事紛争審査会によるあつせん・調停等	消費生活紛争処理委員会の開催、今後の運営方法についての検討	建設工事等の注文者	通年	-	357-	建設業対策室	
4 消費者教育の推進							
場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進	(1)ライフステージや、学校や地域など	消費者教育を推進するため、消費者教育シンポジウム等の開催	-	-	-	-	消費生活安全課
イ 消費者団体との連携による消費生活地域講座の実施	消費者団体による消費生活地域講座の実施	消費生活地域講座委託事業(再掲)	県民	委託期間 8月~1月	委託先:2・消費者団体 講座開催各回体 3地域以上6事業	600-	消費生活安全課
ウ 大学生の消費生活に關する啓発講座の実施	大学生の消費生活に關する啓発講座の実施	大学生	通年	県内7大学 開催数 12回	県内7大学	702-	消費生活安全課
エ 市町村における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置の支援	市町村における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置の支援	市町村	-	-	-	-	消費生活安全課
オ オ 事業者が消費者の声を反映した商品・サービスの提供を行うため、消費者教育ポータルサイトなどの活用による情報提供	事業者が消費者の声を反映した商品・サービスの提供を行うため、消費者教育ポータルサイトなどの活用による情報提供	事業者教育ポータルサイトなどの活用による情報提供	事業者	情報提供:通年 研修会等:10月~11月	随時 1回	事業者団体	364-
カ 力 消費生活情報誌「かいじ号」の発行	消費生活情報誌「かいじ号」の発行	県民	①かいじ号 ②20号特集号 10月~11月	①17,000部 ②20,000部	-	-	県民生活センター
キ キ 消費者被害を防止するため、チラシ、パンフレット、DVD等による啓発	消費者被害を防止するため、チラシ、パンフレット、DVD等による啓発	消費者被害を防止するため、チラシ、パンフレット、DVD等による啓発	県民	5月(消費者月間) 資料配付等通年	パネル展(8日間) 街頭チラシペーパー、甲府 駅、小淵	山梨県金融広報委員会、開 幕財務局甲府財務事務所	-
ク ク 場の特性に応じた消費者教育が実施できるよう、消費者教育ポータルサイト(消費者庁)の紹介・活用促進	場の特性に応じた消費者教育が実施できるよう、消費者教育ポータルサイト(消費者庁)の紹介・活用促進	消費者教育ポータルサイト(消費者庁)の紹介資料、その他消費者教育教材等の資料提供	県民	通年	数10団体	-	県民生活センター
ケ ケ 高齢者・障害のある人等を消費者団体、介護サービス事業者等と連携して見守るために、支援者への啓発	高齢者・障害のある人等を消費者団体、介護サービス事業者等と連携して見守るために、支援者への啓発	県内関係課との連携により、福祉・介護関係会議における高齢者等の見守りネットワーク構築推進、出前講座活用の促進、啓発	県民	幼児 保護者 保健土	開催数 1回 参加者数 延べ250名	-	消費生活安全課 県民生活センター 私学・科学振興課
コ コ 消費者教育を推進するため、「キヤンバスネットやまなし」「やまなしそひネット」による学習情報の提供	消費者教育を推進するため、「キヤンバスネットやまなし」「やまなしそひネット」による学習情報の提供	県内関係課との連携により、福社・介護関係会議における高齢者等の見守りネットワーク構築推進、出前講座活用の促進、啓発	県民	通年	随時	健 康長寿推進課 障害福祉課	県民生活センター
ハ ハ 脅威福祉サービス事業者等に対する巡回指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	脅威福祉サービス事業者等に対する巡回指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	介護サービス事業者等	①介護サービス事業者 ②新規上場 ③新しい総合事業園 H30.8~H31.1	① 3回、参加者約240 名を想定 ②新規上場 ③新しい総合事業園 H30.8~H31.1	① 3回、参加者約240 名を想定 ②新規上場 ③新しい総合事業園 H30.8~H31.1	528	健康長寿推進課
ニ ニ 残害福祉サービス事業者等に対する巡回指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	残害福祉サービス事業者等に対する巡回指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	事業者、支援員	平成31年3月	1回、300人、300枚	-	-	障害福祉課
ト ツ 残害福祉サービス事業者等に対する巡回指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	残害福祉サービス事業者等に対する巡回指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	事業者、支援員	通年	2,248-	生涯学習文化課	生涯学習文化課	生涯学習文化課

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

基本方針	施 策	取 組 群 (内名、会員名)	平成 30 年度 計画				所 属
			受講者	回数	参加回数	予算額 (千円)	
サ ライフスタイルに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	ライフケーステージに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター
シ 座、高齢者講座、一般成人講座、見守り隊保育者講座、教職員講座の活用促進	ライフケーステージに応じた出前講座(児童生徒講座、若者講座、高齢者講座、一般成人講座、見守り隊保育者講座、教職員講座)の活用促進	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター
ス 子どもの事故防止に向けた情報発信・啓発	国民生活センター「子どもサポート情報」ほか、子どもの事故防止に関する情報の発信、市町村を通じて住民への周知	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター
セ 大学生の消費生活に関する実践的な能力を育成するため、大学と連携して消費者発表会・プロジェクト等の作成・活用	大学生の消費生活に関する実践的な能力を育成するため、大学と連携して消費者発表会・プロジェクト等の作成・活用	大学生	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター
ソ 安全・安心に関する情報提供するため、情報コーナーの設置	安全・安心に関する情報提供するため、情報コーナーの設置	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター
タ 消費者被害防止のため、くらしの情報(テレビ放送)による注意喚起	消費者被害防止のため、くらしの情報(テレビ放送)による注意喚起	県民	通年	534回	消費生活安全課	8,336	県民生活センター
チ ことぶき創学院における消費生活講座の実施	ことぶき創学院における消費生活講座の実施	県民	5月、9月、11月、12月 年5回	年間25講座 開催数 12回 参加者数 約230名	消費生活安全課	-	県民生活センター
チ ことぶき創学院における消費生活講座の実施	ことぶき創学院における消費生活講座の実施	県民	6月、12月、12月 年3回	文部科学省生涯学習政策局 ①川中学校 ②高等学校	文部科学省生涯学習政策局	-	私学・科学振興課
ツ 自立した消費者としての基礎を培つため、子育て支援団体に基づく消費者教育の実施	自立した消費者としての基礎を培つため、子育て支援団体に基づく消費者教育の実施	中学生	6月による	学習指導要領の位置づけによる	-	-	義務教育課
チ 幼児期における消費者教育を推進するため、子育て支援団体を活用した啓発の実施	幼児期における消費者教育を推進するため、子育て支援団体を活用した啓発の実施	高等学校	学習指導要領の位置づけによる	-	-	-	高校教育課
ト 他の学校における活用を図るため、授業実践例のHPへの掲載	他の学校における活用を図るため、授業実践例のHPへの掲載	幼稚園 保育士 保育者	保育所(園)長会議 参加者数 延べ250名	開催数 1回 参加者数 延べ250名	-	-	子育て支援課
ア 消費者団体の扱い手を育成する取組への支援	消費者団体の扱い手を育成する取組への支援	小学生 中学生	学習指導要領の位置づけによる	-	-	-	義務教育課
イ 地域における消費者教育の推進を図るため、消費生活協力員の登場、研修の実施	地域における消費者教育の推進を図るため、消費生活協力員の登場、研修の実施	高等学校教員 通年	-	総合教育センター	-	-	高校教育課
ア 消費者教育を担う多様な主体による連携・協働した体制づくりを図るために、コ-ティネーターの配置の検討	消費者教育を担う多様な主体による連携・協働した体制づくりを図るために、コ-ティネーターの配置の検討	消費者団体 通年	-	総合教育センター	-	-	高校教育課
イ 小・中・高の教職員の指導力の向上を図るために、国との連携や体制づくりを検討	小・中・高の教職員の指導力の向上を図るために、国との連携や体制づくりを検討	県民	H28.4.1~ H30.4.1~H32.3.31 84名	助成事業数:10事業 県民生活センター・市町村 515	消費生活安全課	600	消費生活安全課
ア 大学等の教職員の消費生活問題への理解を深めるため、消費生活講座等の情報提供、出前講座の実施	大学等の教職員の消費生活問題への理解を深めるため、消費生活講座等の情報提供、出前講座の実施	消費生活協力員 ①啓発資料等の送付 ②研修	①随時 ②年2回	消費生活安全課 - - -	消費生活安全課	-	県民生活センター
イ 小・中・高の教職員の指導力の向上を図るために、国との連携や体制づくりを検討	小・中・高の教職員の指導力の向上を図るために、国との連携や体制づくりを検討	県民	H28.4.1~ 1名	県民生活センター・市町村 515	消費生活安全課	-	県民生活センター
ア 消費生活協力員の活動に資するため、必要な情報の提供、研修を実施	消費生活協力員の活動に資するため、必要な情報の提供、研修を実施	県民	H28.4.1~ 1名	県民生活センター・市町村 515	消費生活安全課	-	県民生活センター
イ 研究結果を活用した情報提供、消費者教育教材の配布	研究結果を活用した情報提供、消費者教育教材の配布	県民	H28.4.1~ 1名	県民生活センター・市町村 515	消費生活安全課	-	県民生活センター
ア 市町村の消費者教育の担い手を育成するため、消費生活相談員等の指導員等による指導力向上を図るために、市町村の指導員等の指導力向上を目標とする研修会の実施	市町村の消費者教育の担い手を育成するため、消費生活相談員等の指導員等による指導力向上を図るために、市町村の指導員等の指導力向上を目標とする研修会の実施	大學生等の教職員 通年	-	県民生活センター	県民生活センター	-	県民生活センター
牛 教職員研修を効果的に実施するため、出前講座の実施	教職員研修を効果的に実施するため、出前講座の実施	教職員 8月等	6月~2月 年8回	消費生活安全課 - -	消費生活安全課	-	県民生活センター
ア 環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者(やまなしエコティーチャー)の派遣	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者(やまなしエコティーチャー)の派遣	小中学校 一般	平成30年4月~ 年75回程度	対象定員6名 - -	森林環境総務課	819	エネルギー政策課
イ 県民がライフスタイルを見直す契機とするため、レジ袋削減の促進、環	県民がライフスタイルを見直す契機とするため、レジ袋削減の促進、環境に与える消費活動の影響を自覚する企業連絡協議会の配布、やまなしエコライフ県民運動の推進	一般	通年	各種イベントでの啓発利用 行う	森林環境総務課	3,871	エネルギー政策課

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

基本方針	施 策	取 組	内 容(会員名)	平成 30 年度 計画			実施回数 (回)	実施者 (単位)	予算額 (千円)	所 属
				会員登録者	会員登録者	会員登録者				
児童生徒の環境型社会形成等に関する理解を深めるため、(事業廃止)ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・掲話コンテストの実施	児童生徒の環境型社会形成等に関する理解を深めるため、(事業廃止)ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・掲話コンテストの実施		児童生徒の環境型社会形成等に関する理解を深めるため、(事業廃止)ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・掲話コンテストの実施	-	-	-	-	-	-	森林環境総務課
地域環境や環境型社会に関する理解を深めるため、環境情報報館やまなし環境学習プログラム(県HP)の掲載、環境ラジオ「フリーライー事業による情報発信	地域環境や環境型社会に関する理解を深めるため、環境情報報館やまなし環境学習プログラム(県HP)の掲載、環境ラジオ「フリーライー事業による情報発信		地域環境や環境型社会に関する理解を深めるため、環境情報報館やまなし環境学習プログラム(県HP)の掲載、環境ラジオ「フリーライー事業による情報発信	-	-	-	-	-	-	森林環境総務課
自然環境やごみの減量等について考える機会を提供するため、フロンティア・アドベンチャーやまなし少年海洋遭中の実施	自然環境やごみの減量等について考える機会を提供するため、フロンティア・アドベンチャーやまなし少年海洋遭中の実施		自然環境やごみの減量等について考える機会を提供するため、(事業廃止)自然環境やごみの減量等について考える機会の提供	黒田 通年	パネル・ビデオ・DVDの貸し出し	-	-	-	-	社会教育課
(3)関連する教育との連携 ②食育	(3)関連する教育との連携 ②食育		(3)関連する教育との連携 ②食育	黒田 通年	参加者 50名	-	-	-	2,258	-
安心して毎日の食生活を送ることができるよう、「食の安全・安心ポータルサイト」による情報提供	安心して毎日の食生活を送ることができるよう、「食の安全・安心ポータルサイト」による情報提供		安心して毎日の食生活を送ることができるよう、「食の安全・安心ポータルサイト」による情報提供	黒田 通年	随時	-	-	-	-	消費生活安全課
牛 進大会の開催	牛 進大会の開催		牛 進大会の開催	黒田 通年	ジンボンクム1回	食育推進協議会 委員会	食の安全・安心推進大会運営委員会	677	-	消費生活安全課
食の安全・安心の確保や食育に対する消費者の知識や理解を深め、食育推進シンポジウム・食の安全・食育推進大会の開催	食の安全・安心の確保や食育に対する消費者の知識や理解を深め、食育推進シンポジウム・食の安全・食育推進大会の開催		食の安全・安心の確保や食育に対する消費者の知識や理解を深め、食育推進シンポジウム・食の安全・食育推進大会の開催	黒田 通年	ジンボンクム1回	食の安全・安心推進大会運営委員会	食の安全・安心推進大会運営委員会	677	-	消費生活安全課
ク 食品関連業者、NPO法人等の食育活動を促進するため、やまなし食育推進応援団の活動等の情報提供	ク 食品関連業者、NPO法人等の食育活動を促進するため、やまなし食育推進応援団の活動等の情報提供		ク 食品関連業者、NPO法人等の食育活動を促進するため、やまなし食育推進応援団として登録、県ホームページ等での食育に関する活動の紹介	黒田 通年	随時	食品事業者等	-	-	-	消費生活安全課
ケ 食品ロスに対する認識をより高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減のための啓発の実施	ケ 食品ロスに対する認識をより高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減のための啓発の実施		ケ 食品ロスに対する認識をより高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減のための啓発の実施	黒田 通年	随時	食品事業者等	-	-	-	消費生活安全課
コ 大学等と連携した食育推進パネルディスカッションの養成、ヘルシーメニューの開発、県民健康公講座の開催等	コ 大学等と連携した食育推進パネルディスカッションの養成、ヘルシーメニューの開発、県民健康公講座の開催等		コ 大学等と連携した食育推進パネルディスカッションの養成、ヘルシーメニューの開発、県民健康公講座の開催等	黒田 大学生等	研修会	随時	各大学等、	-	-	消費生活安全課
サ 地土整理を活用した食文化の継承を推進するため、食生活改善推進員会等開催による食に關注するイベント等の実施	サ 地土整理を活用した食文化の継承を推進するため、食生活改善推進員会等開催による食に關注するイベント等の実施		サ 地土整理を活用した食文化の継承を推進するため、食生活改善推進員会等開催による食に關注するイベント等の実施	黒田 大学生	県民健康公講座6月 他は通年	公開講座2回(定員48名) 資料等はホームページに公開	山梨学院大学・山梨学院短期大学	-	-	消費生活安全課
シ 乳幼児期にさわやかな食生活の継続を推進するため、家庭での地産地消を推進するため、保健所等における地産地消に係る食育の推進	シ 乳幼児期にさわやかな食生活の継続を推進するため、家庭での地産地消を推進するため、保健所等における地産地消に係る食育の推進		シ 乳幼児期にさわやかな食生活の継続を推進するため、家庭での地産地消を推進するため、保健所等における地産地消に係る食育の推進	黒田 大学生等	認定こども園等	市町村 保健所 認定こども園	-	-	-	健康増進課
ス 地産地消、食育の推進を図るために、ふるさと特産品フェアやフェスタ扶苗等の開催	ス 地産地消、食育の推進を図るために、ふるさと特産品フェアやフェスタ扶苗等の開催		ス 地産地消、食育の推進を図るために、ふるさと特産品フェアやフェスタ扶苗等の開催	黒田 県民等	10月20、21日	開催回数:4回 参加者数:40,000人(予定)	①農業まつり実行委員会 ②林業まつり実行委員会 ③(公社)やまなし観光推進機構	250	-	林業振興課
地産地消の推進を図るために、「ふるさと特産品フェア」(農業まつり)の開催	地産地消の推進を図るために、「ふるさと特産品フェア」(農業まつり)の開催		地産地消の推進を図るために、「ふるさと特産品フェア」(農業まつり)の開催	黒田 県民等	H30.10.20~10.21	開催数:1回 来場者数:5万人程度	農業まつり実行委員会	2,400	-	農政総務課
地産地消の推進を図るために「食のやまなし地産地消推進大会」を開催	地産地消の推進を図るために「食のやまなし地産地消推進大会」を開催		地産地消の推進を図るために「食のやまなし地産地消推進大会」を開催	黒田 県民等	H31年1月	1回	農務事務所	210	-	果樹6次産業振興課 (販売・輸出支援室)
まきば公園で本県畜産物に対する理解を深めてもらおうことを目的に開催される「フェスマキバ」の運営費に対する助成	まきば公園で本県畜産物に対する理解を深めてもらおうことを目的に開催される「フェスマキバ」の運営費に対する助成		まきば公園で本県畜産物に対する理解を深めてもらおうことを目的に開催される「フェスマキバ」の運営費に対する助成	黒田 県民等	10月	1回	フェスマキバ実行委員会	670	-	畜産課
セ 市内農産物直売所・飲食店等の利用拡大による地産地消の推進	セ 市内農産物直売所・飲食店等の利用拡大による地産地消の推進		セ 市内農産物直売所・飲食店等の利用拡大による地産地消の推進	黒田 消費者	H30年7月～8月 H30年10月～H31年3月	リーフレーベル～2枚によ る情報発信	農業まつり直売所 各農産物直売所	648	-	果樹6次産業振興課 (販売・輸出支援室)

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

基本方針	施 策	取 組	平成 30 年度 計画				決算額 (千円)	所 屬
			内 容	日 期	実施回数	連携団体		
消費者基本計画の体系	(3)関連する教育との連携 ③金融経済教育	ソ 食や農業に関する関心を高め理解を促進するため、高校生あぐり体験事業の実施	食や農業に関する関心を高め理解を促進するため、高校生あぐり体験事業の実施	高校生 H29.7下旬 H29.8下旬	開催数回回 3回	参加者数回回 40名 30名	184	農業技術課
		タ 学校における食育指導体制の充実を図るため、栄養教諭等研究会の実施	健全な食生活の実現と心身の成長を図り、生涯を通じて健康で心豊かな食生活を営むため、児童生徒及び保護者に対する啓発活動の実施	栄養教諭学校栄養職員研修会、給食主任研修会、初任者研修を実施	①栄養教諭 ②初任研修会	①研修会 6月、10月回 参加者数回回 30人 10人	105	スポーツ健康課
		シ 地域の農業生産者等との協力による学校給食での地産地消の推進	望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、学校における農業推進事業の実施	学校教育活動全体を通じて食に関する指導実践について指導便りや通報の配行。給食試食会、食生活に関する学習会、授業参観での食育に対する支援	①小中学校 ②高校特支 ③高校実習支	通车 各学校単位で実施	-	スポーツ健康課
		ト 金融に関する知識・判断力の向上のため、県金融広報委員会、甲府財務事務所と連携した金融経済教育の推進	学校を指定し、栄養教諭を中心とする食育のモニタ実践プログラムを構築し、効果的な取り組みを普及する。義務校での導入や効果的な取り組み、シンポジウムを開催し、義務校での導入や効果的な取り組み、情報を提供を行う。(H28国泰託事業)	各種研修会と公立学校食育推進研究会で地場産物の活用の教育的効果について指導。先進的な取り組みの事例紹介。	-	-	-	スポーツ健康課
消費者基本計画の体系	(3)関連する教育との連携 ④国際理解教育	ナ 児童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究会による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	消費者生活情報書かいで号「金融広報特集号」の作成、消費者月間ににおけるバトル旗、各種会議、研修会における金融教育の啓発資料の配布※金融リテラシーの向上に向けて関係者の意識変化の実現	金融・金銭教育機関(山梨)の開催の通知 「金融知識者及び研究者」の推薦	一般消費者	通年 各種研修会で実施	-	消費生活安全課
		一 儿童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究会による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	県において得来の生活を支え導く金融・経済に関する正しい知識の習得のため、具体的な教科を実現するため、金銭・金銭教育研究会における金融教育の実施	①小中学校 ②高等学校 ③幼稚園	H30.11 H30.12 11月 10月 6月	回 1回	金融広報委員会	私学・科学振興課
		二 金銭に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座などと連携した金融教育に係る授業の実施	県において得来の生活を支え導く金融・経済に関する正しい知識の習得のため、具体的な教科を実現するため、金銭・金銭教育研究会における金融教育の実施	①金融教育公開授業 ②金融教育未定 ③金融教育学習会等	①未定 ②未定	回 1回	山梨県金融広報委員会、開発局甲府財務事務所	義務教育課
		三 金銭に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座などと連携した金融教育に係る授業の実施	総合的な学習の時間や、外國語活動、英語の時間における語の幅と併せて云々や文化についての学習の実施	各教科等に金融教育の実現(通常)、未定、未定	○農業教科(通常) 1回 ○金融基礎講座 1回	回 1回	研究指定校(北杜高校)	高校教育課
消費者基本計画の体系	(3)関連する教育との連携 ⑤法教育	四 国際理解への関心を高めるため、学習指導要領に基づく国際理解教育の実施	総合的な学習の時間や、外國語活動、英語の時間における語の幅と併せて云々や文化についての学習の実施	○農業教科講座、県立ち教室などの県金融広報委員会と連携した金融教育に係る授業の実施	○県立ち教室(希望により変動)教員対象セミナー 1回 ○消費生活前講座	回 2回	金融広報委員会	私学・科学振興課
		五 公民科において、国際社会が共通に抱える諸問題について取り上げ、国内的侧面と国際的侧面との関連や国際的技術の深化を意識させながら相互に深く協調し合っていること等の学習を実施。	総合的な学習の時間や、外國語活動、英語の時間における語の幅と併せて云々や文化についての学習の実施	○県立ち教室 10回 ○県金融広報中央委員会 1回 ○県民生活センター	回 1回	回 1回	文部科学省初等中等教育局教育課程、甲府地方税務課	義務教育課
		六 法規の基本的な考え方を実生活と結びつけて理解し、身につけるため、学習指導要領に基づく法教育の実施	公民科において、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方を理解させることを通じて、指導の実施、評議、討論、意見発表などを行なうことを通じて、法規の実際的運用などをテーマに討論發表、調べ学習など実践的消費者教育を行う。	小学生 高等学校	通年	回 1回	選舉管理委員会	高校教育課
		七 法教育に關する教員研修及び出前教室	公民科における法についての全般的な学習の実施	①小中学校 ②高等学校	4月	回 1回	県立大学 稲沢	私学・科学振興課
消費者基本計画の体系	(3)関連する教育との連携 ⑥保健医療・福祉	八 社会科公民的分野における法についての全般的な学習の実施	公民科において、「裁判員制度などを具体的に取り上げ、討論、意見発表などを通じて指導の実施、評議、消費者行政などをテーマに討論發表、調べ学習などを実践的消費者教育を行う。	中学生 高等学校	回 1回	回 1回	選舉管理委員会	義務教育課
		九 本法の基本的な考え方を実生活と結びつけて理解し、身につけるため、学習指導要領に基づく法教育の実施	公民科において、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方を理解させることを通じて、指導の実施、評議、討論、意見発表などをテーマに討論發表、調べ学習などを実践的消费者教育を行う。	高等学校	回 1回	回 1回	県立大学 稲沢	高校教育課